

近江八幡市
屋外広告物条例



屋外で広告物を 表示するときのルール

～美しく魅力あるまちなみを守るために～



・はじめに	P2
■第1章 屋外広告物について	
1. 屋外広告物とは	P3
2. 屋外広告物の表示・掲出について	P4
■第2章 屋外広告物等の制限について	
1. 禁止物件	P5
2. 禁止広告物	P5
3. 地域区分	P6 ～ P7
4. 適用除外広告物	P8
5. 許可の基準	P9 ～ P21
6. 優良意匠屋外広告物	P22
7. 色彩基準	P23
■第3章 許可申請手続きについて	
1. 申請・許可の流れ	P24
2. 申請書類	P25 ～ P26
3. 許可申請手数料	P27
■第4章 その他事項	
1. 管理義務・除却義務	P28
2. 罰則	P28
3. 経過措置	P29
4. 管理者	P30
5. 屋外広告物を表示・掲出する方へ	P30
6. 屋外広告業の登録	P30

はじめに

本市の風景は、市民が長い時間をかけて形成し、守り続けてきた、大切な共有財産であり、これを大切に守り、はぐくみ、誇りと愛着をもって次の世代に引き継いでいくために、平成17年に「近江八幡市風景づくり条例」を制定しました。

さらに、良好な風景づくりの方向性や特徴ある地域毎に取り組む風景づくりの指針として、平成17年に「水郷風景計画」、平成19年に「伝統的風景計画」、平成28年に「歴史文化風景計画」、「全市計画」を策定し、これらの風景計画を活用しながら総合的に風景づくりに取り組んできました。

また、市内には、行き先を案内する標識や施設名称の看板、商品やサービスを宣伝するポスターなど様々な屋外広告物が設置され、実用的な面だけでなく、賑わいのある風景の創出といった面もあり、風景に大きな影響を与える重要な要素の一つとなっています。

しかし、汚損していたり、周囲の風景と調和しない規模・色彩の屋外広告物が設置されている場合には、本市の風景を損なう原因となります。また、屋外広告物の管理が適正に行われていない場合には、人に危害を与える場合もあります。

そこで本市では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止とともに、地域における自然的、歴史的、文化的な個性ある美しい景観に寄与する良好な屋外広告物の形成が図られるよう近江八幡市屋外広告物条例及び規則において一定のルールを定めています。

この「屋外で広告物を表示するときのルール」では、条例及び規則で定められた屋外広告物の表示・掲出に関する許可申請の手続きや許可基準等を説明したものとなっています。

最後に、屋外広告物を表示・掲出する場合には、本市条例にも規定しています市・広告主等・市民の責務に基づき、三者で協力し、適法で、本市の風景と調和する優良な屋外広告物の表示・掲出にご協力をいただきますようお願いします。

第1章 屋外広告物について

1 屋外広告物とは

文字、イラスト、写真及びシンボルマークなどを、常時又は一定期間継続して、屋外で公衆（不特定多数）に対して表示されるものを指します。なお、営利を目的とするもの以外も含まれます。

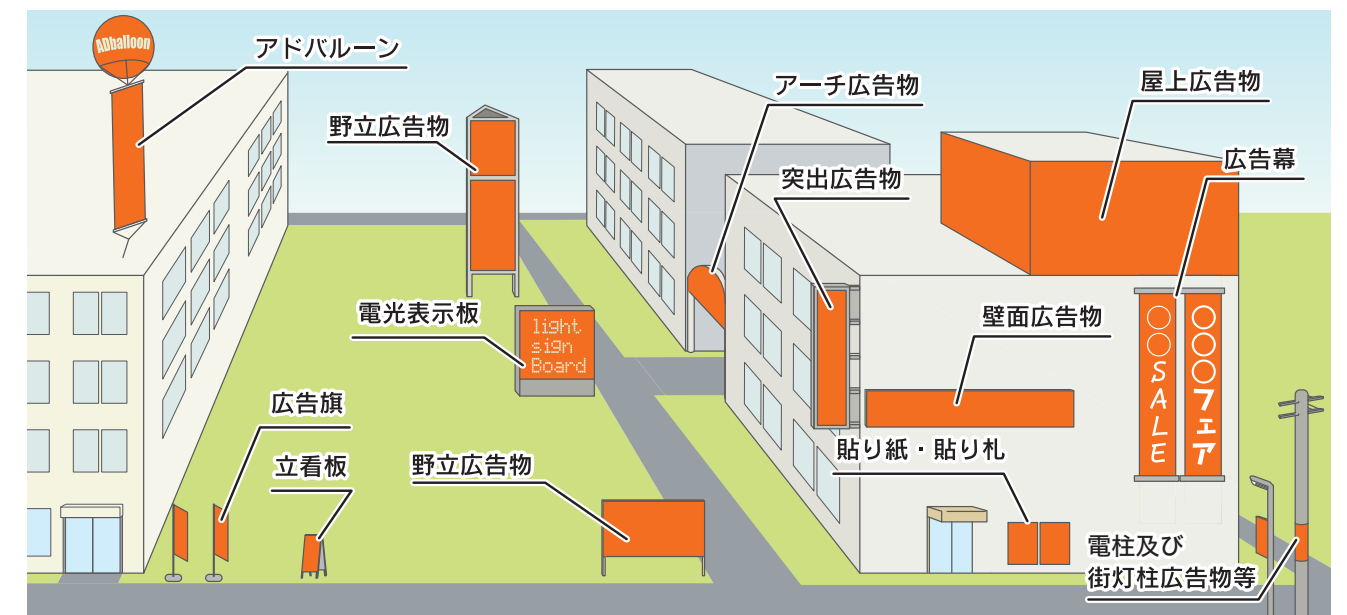
屋外広告物の要件

1. 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
2. 屋外で表示されるもの
3. 公衆に対して表示されるもの
4. 看板、立看板、広告旗、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するもの

屋外広告物に該当するものの例

電光表示板、案内看板、ポスター、貼り紙、立看板、広告旗、広告板、広告塔等。
建物等の外壁に表示される商標・シンボルマーク・ロゴ・写真・イラスト等。

主な屋外広告物



屋外広告物は、素材や形状、表示・掲出の方法など多様な種類があり、上記イラストで表示しているものは代表的な事例になります。

屋外広告物に該当しないものの例

配布チラシ、宣伝放送、建物のガラス内部から表示される展示物等。

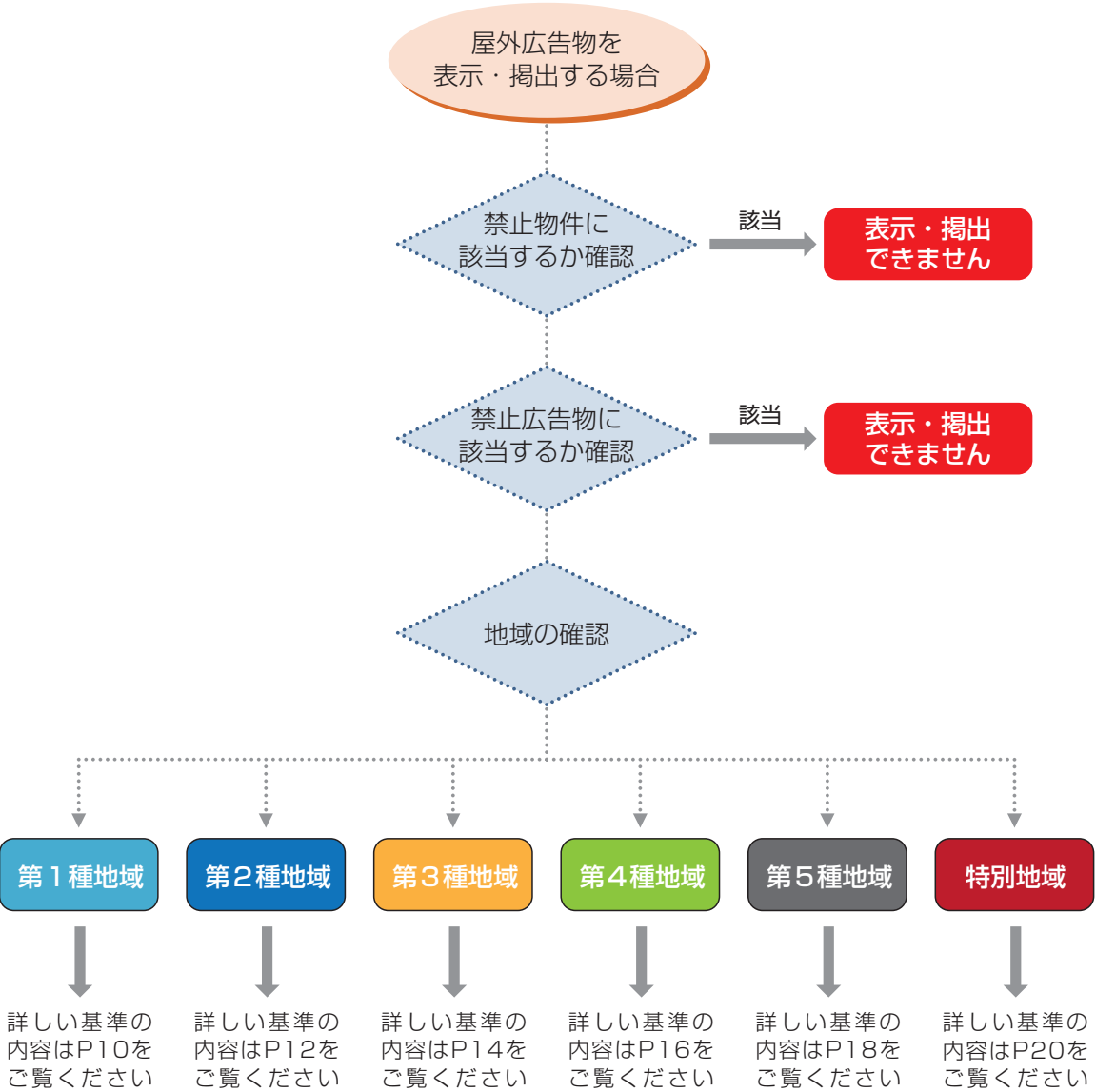


2 屋外広告物の表示・掲出について

基準の確認方法

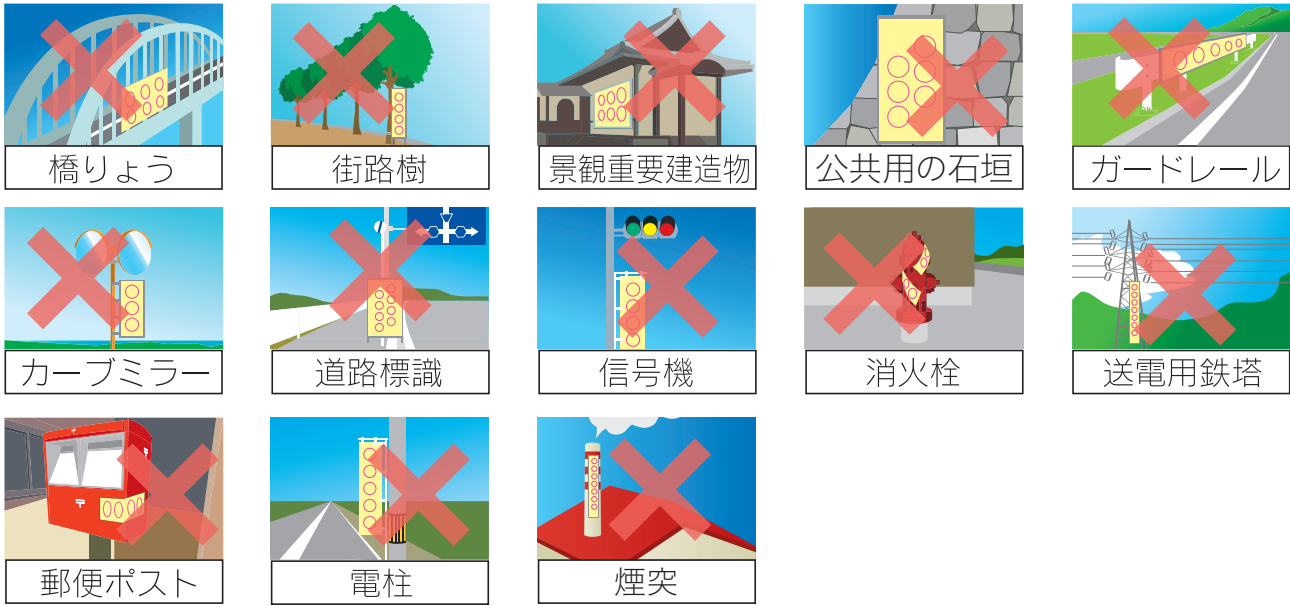
近江八幡市屋外広告物条例及び規則では、屋外広告物の表示・掲出の許可に関する規制地域を定めるとともに、各地域等に応じた基準を設定しています。

屋外広告物を表示・掲出しようとするときは、下記のフローや地域区分図（P6～7参照）にしたがって、屋外広告物を表示・掲出する場所が該当する地域、及び許可基準等を確認してください。



1 禁止物件

次の物件に広告物又は掲出物件を表示・掲出することはできません。



これらの禁止物件に違法に表示・掲出した広告物は撤去します。

※道路の路面には、広告物を表示することはできません。

※電柱・街灯柱その他これに類するものには、貼り紙・貼り札・立看板・広告旗

その他のこれらに類するものを表示・掲出することはできません。

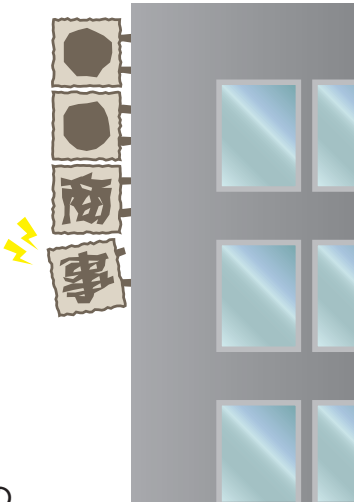
ただし、巻付け広告物や袖付け広告物については表示・掲出は可能です。

2 禁止広告物

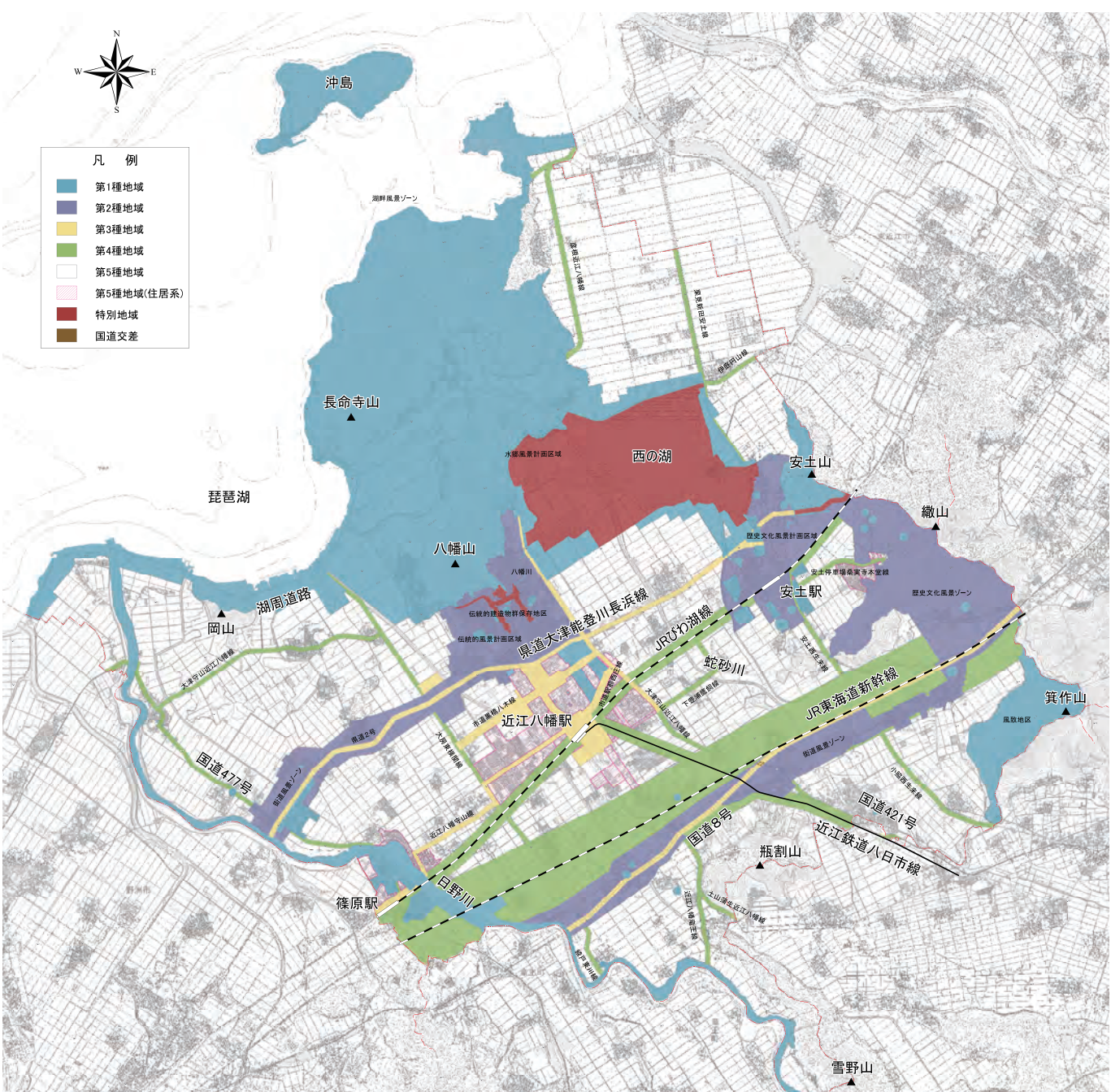
次の広告物は設置の場所に関係なく、
表示・掲出することはできません。

- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ・著しく破損し、又は老朽したもの
- ・倒壊、落下のおそれがあるもの
- ・信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの
(車道に限らず、歩道も同様に表示・掲出できません)

日常の適切な管理が大切です。



3 地域区分（規制区域図）



地域区分	対象区域		
第 1 種地域 (水郷・風致・文化・低層住宅ゾーン)	・水郷風景計画区域 ・全市計画の区域のうち湖畔風景ゾーンの区域	・第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域 ・景観地区　・風致地区 ・特別緑地保全地区 ・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化財に指定された建造物等の周囲から50m以内の区域 ・特別史跡安土城跡の区域 ・保安林のある地域、保存樹又は保存樹林のある地域 ・古墳、墓地 ・都市公園、緑地	
第 2 種地域 (詩情あふれる風景ゾーン)	・伝統的風景計画区域 ・歴史文化風景計画区域 ・観光・物産振興モデル地区計画の区域 ・全市計画の区域のうち歴史文化風景ゾーン及び街道風景ゾーンの区域 ・風景づくり協定地区 (第 1 種地域、国道 8 号及び主要地方道大津能登川長浜線(県道 2 号)から30m以内の区域、主要地方道大津守山近江八幡線(県道 26 号のうち市街化区域)から30m以内の区域を除く)		
第 3 種地域 (沿道・市街地ゾーン)	・商業系用途地域 ・国道 8 号及び主要地方道大津能登川長浜線(県道 2 号)から30m以内の区域 ・主要地方道大津守山近江八幡線(県道 26 号のうち市街化区域)から30m以内の区域 ・主要地方道近江八幡守山線(県道 48 号)から30m以内の区域 ・市道黒橋八木線及び市道駅前西庄線から50m以内の区域 (第 1 種地域、第 2 種地域を除く)		
第 4 種地域 (沿道・田園ゾーン)	・東海道新幹線から500m以内の区域 ・鉄道から100m以内の区域 ・指定道路(※)から30m以内の区域 (第 1 種地域、第 2 種地域、第 3 種地域を除く)		
第 5 種地域 (田園・集落ゾーン)	・第 1 種地域～第 4 種地域までの区域を除いた区域 ※住居系用途地域については一部許可基準が異なります。		
特別地域 (重要風景ゾーン)	・伝統的建造物群保存地区 ・八幡川のうち薬師橋から幸円橋までの区域 ・八幡川の区域の河川界から 8m 以内の区域 ・水郷風景計画区域及び歴史文化風景計画区域のうち西の湖を含む一部の区域 ・特別史跡安土城跡と主要地方道大津能登川長浜線(県道 2 号)が接する範囲における当該道路界から 30m 以内の区域		

※指定道路については P16 をご確認ください。

4 適用除外広告物

目的により、社会生活を営むうえで最小限必要な広告物等の一定の広告物については、規制のうち一定の事項が適用されないこととなっています。なお、規制が適用されない広告物等であっても、色彩、大きさ等については、各地域の基準に合致し、周囲の景観に配慮したものとなるようにしてください。

1. 禁止物件及び許可の規定が適用されない広告物等

- (1) 法令の規定により表示・掲出する広告物等
- (2) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件
- (3) 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示・掲出する広告物等
- (4) 景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
- (5) 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔、煙突、ガスタンクの類等にその管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物で、表示面積の合計が5㎡以下のもの
- (6) 橋りょう、街路樹、銅像、郵便ポスト等（条例第8条第1項各号）にその管理者が管理上の必要性に基づき表示・掲出する広告物等で、表示面積の合計が5㎡以下のもの。
- (7) 煙突、ガスタンク等に表示する広告物で、周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
- (8) 公益上必要な施設又は物件に、寄贈者名等を表示する広告物のうち寄贈物件については、表示方向から見た場合における当該寄贈物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの5分の1以下であること。
また、横断歩道橋については、表示面積の合計が5㎡以下であり、かつ、表示方向から見た場合における当該横断歩道橋の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの5分の1以下であること。

2. 許可の規定が適用されない広告物等

- (1) 自家用広告物で、表示面積の合計が次の基準を満たすもの
特別地域、第1種地域：表示面積の合計が5㎡以下
第2種地域～第5種地域：表示面積の合計が10㎡以下
- (2) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要性に基づき表示・掲出する広告物等で、表示面積が5㎡以下のもの
- (3) 団体（営利を目的とするものを除く）又は個人が政治活動、学術活動、芸術活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く）のために自己の土地若しくは物件に表示・掲出する広告物等で、(1) 自家用広告物の基準を満たすもの
- (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、慣例により一時的に表示・掲出する広告物等
- (5) 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のために当該催物の開催期間中その会場の敷地内に表示・掲出する広告物等
- (6) 建設工事について表示・掲出する広告物等で当該工事の期間中に表示されるもの又は工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
- (7) 人、動物、車両、船舶その他の移動する物に表示する広告物
- (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (9) 政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、貼り紙、貼り札その他これらに類する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの（規則第3条第5項各号）
- (10) 表示若しくは設置の日から14日以内に自ら除却する旨並びに責任者の住所、氏名及び連絡先を明示して表示・掲出する広告物等

3. 国又は地方公共団体が表示する広告物等

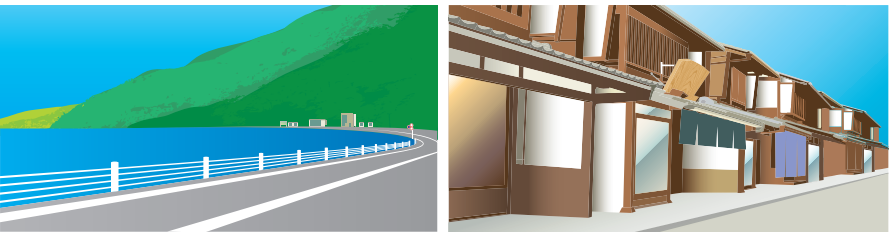
上記の適用を受けるものを除き、許可は不要ですが、広告物等を表示・掲出するときは、あらかじめ通知が必要です。

4. 公共的団体が公共的目的をもって表示・掲出する広告物等及び国又は地方公共団体の指導に基づき表示する広告物等で、その表示の公益性が高いもの

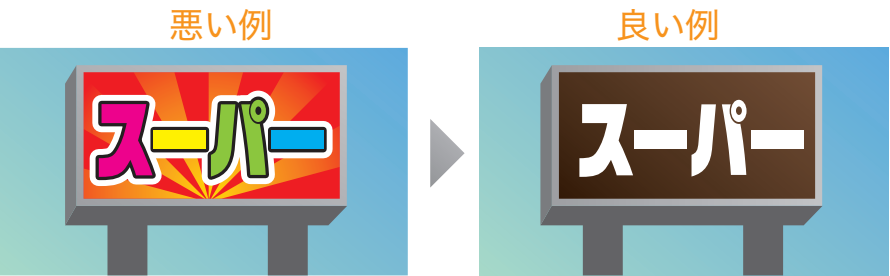
上記の適用を受けるものを除き、許可は不要ですが、広告物等を表示・掲出するときは、あらかじめ届出が必要です。

5 許可の基準（一般基準）

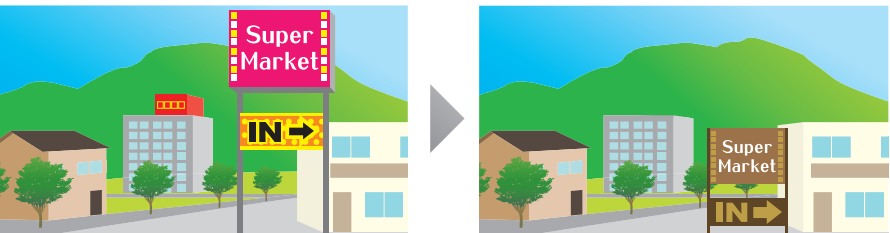
- (1) 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境及び景観に調和させること。



- (2) 原則として、表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。



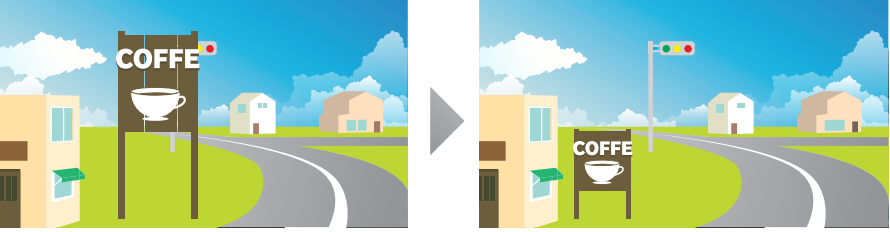
- (3) 景勝地における眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。



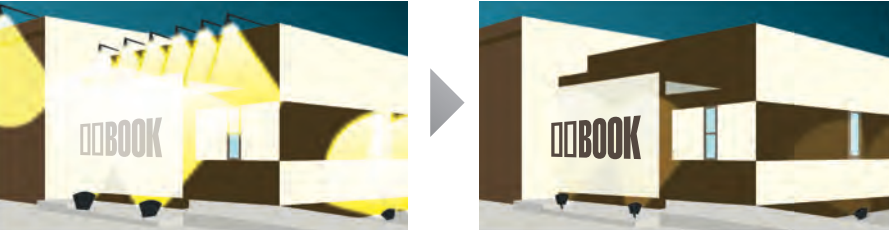
- (4) 蛍光又は発光を伴う塗料及び材料を用いないこと。



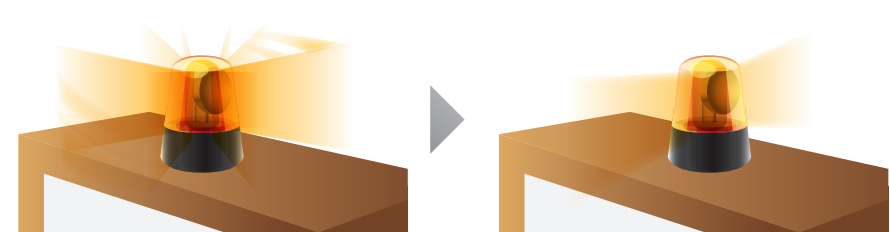
- (5) 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること



- (6) 電光表示板及び照明を伴う広告物等は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲等によって、良好な景観又は風致を阻害しないこと。



- (7) 電光表示板、可変式照明付き広告物等の発光を伴う広告物等にあっては、その点滅及び表示速度は努めて緩やかにすること。



第1種地域（水郷・風致・文化・低層住宅ゾーン）

規制方針

コシ産業等の生業や内湖と共生する住民生活と深く結びついて形成された文化的景観の保全や四季の移ろいや野鳥等が生息する自然風景を保全するため、沖島を含む琵琶湖畔の地域等を指定する。
また、優れた歴史的風土を保全するため、特別史跡安土城跡及び重要文化財周辺を指定するほか、良好な住環境を守るため、第1種低層住居専用地域等を指定する。

対象区域

・水郷風景計画区域

・全市計画の区域のうち湖畔風景ゾーンの区域

・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域

・景観地区 ・風致地区 ・特別緑地保全地区

・伝統的建造物群保存地区

・重要文化財に指定された建造物等の周囲から50m以内の区域

・特別史跡安土城跡の区域

・保安林のある地域、保存樹又は保存樹林のある地域

・古墳、墓地 ・都市公園、緑地

申請の要否

自家用広告物

総面積5㎡以下は許可申請不要（屋上広告物、可変式照明付き広告物、電光表示板は表示・掲出できません。）

非自家用広告物

表示・掲出できません

道標・案内図板

すべて許可が必要（屋上広告物、突出広告物、可変式照明付き広告物、電光表示板は表示・掲出できません。）

電柱の類を利用する広告物

すべて許可が必要

色彩

表示面積の色彩は、全ての色相で彩度8以下（電光表示板等は除く）
（ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない）

自家用広告物

野立広告物

表示面積	・片面3㎡以下
高さ	・地上から10m以下
幅	・4.5m以下

電光表示板

可変式照明付き広告物

※1 自家用広告物の表示面積の合計は15㎡以下とします。
（水郷風景計画区域、全市計画の区域のうち湖畔風景ゾーンの区域）

※2 自家用広告物の表示面積の合計は10㎡以下とします。（※1以外）

屋上広告物

・壁面広告物の適用であれば表示・掲出可

壁面広告物

・表示面積は鉛直投影壁面積の1/4以下かつ3㎡以下であること

・壁面からはみ出さないこと

・各開口部面積の1/2以下かつ3㎡以下

突出広告物

突出幅

・取付壁面から1.0m以下

上端の高さ

・取付壁面の高さを超えないこと

表示面積

・片面3㎡以下

下端の高さ

・車道上：地上から4.7m以上

・歩道上：地上から2.7m以上

ただし、敷地内に表示・掲出する場合はこの限りでない

※1 表示面積の合計15㎡以下。
ただし敷地面積が基準面積（1,500㎡）以上の施設にあっては、総量規制に緩和措置を設ける。

※2 表示面積の合計10㎡以下。
ただし敷地面積が基準面積（1,500㎡）以上の施設にあっては、総量規制に緩和措置を設ける。

※3 算定式
 $\sum a \leq 15 (10) \text{ m}^2 \times A / 1,500 \text{ m}^2$ （a：各広告物の面積、A：敷地面積）ただし、1,500㎡未満の場合は1,500㎡で算定する。

非自家用広告物（道標・案内図板は除く）

表示・掲出できません。

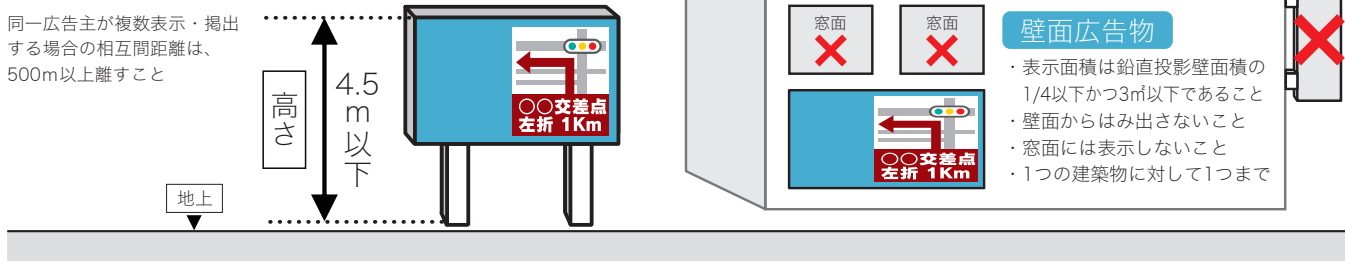
道標・案内図板

地図、地名、路線名、矢印、方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所など案内の内容の表示部分が表示面積の40%以上を占めること。

野立広告物

表示面積	・片面3㎡以下
高さ	・地上から4.5m以下

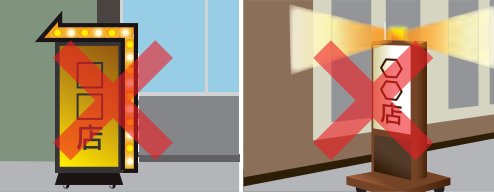
・同一広告主が複数表示・掲出する場合の相互間距離は、500m以上離すこと



電光表示板



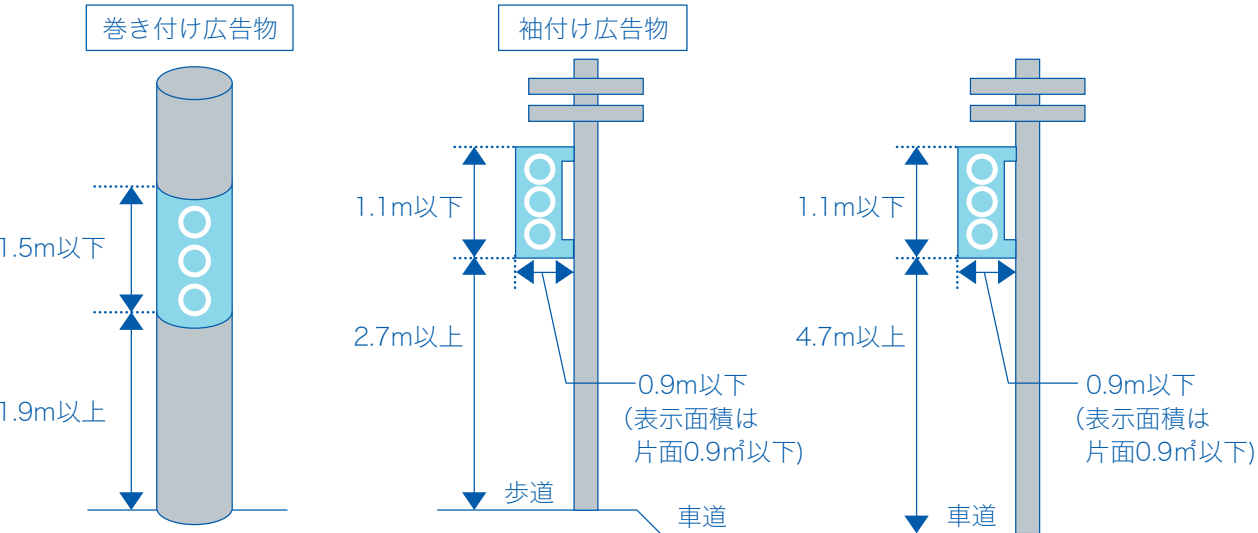
可変式照明付き広告物



電柱の類を利用する広告物

電柱等への添加広告物：電柱、消火栓標識、街灯、アーケード等に添加される広告物

- ・電柱への添加広告物の個数は、1柱につき巻き付け広告物1巻き及び袖付け広告物1個とする。
- ・袖付け広告物は、原則として歩道または民地側へ向けて表示・掲出するものであること。
- ・同一広告主が複数表示・掲出する場合の相互間距離は500m以上離すこと。
- ・表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準のとおり。
- ・目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が全体の表示面積の40%以上を占めること。
- ・電光表示板及び可変式照明付き広告物でないこと。



第2種地域（詩情あふれる風景ゾーン）

規制方針

八幡山等の高台から眺めるいぶし銀の瓦屋根が連なる風景や通りから八幡山等を眺める風景を大切にするとともに、安土城下町の町割を踏襲する安土町下豊浦～常楽寺にかけての市街地における当時を偲ばせる町なみを維持するため、伝統的風景計画区域及び歴史文化風景計画区域を指定する。
また、農地越しに眺める観音寺城跡の風景を大切にするとともに、旧街道である中山道及び朝鮮人街道沿いの歴史的な町なみを保全するため、全市計画に定める歴史文化風景ゾーン及び街道風景ゾーンを指定するほか、良好な住環境を守るため、風景づくり協定地区を指定する。

対象区域

- ・伝統的風景計画区域
- ・歴史文化風景計画区域
- ・観光・物産振興モデル地区計画の区域
- ・全市計画の区域のうち歴史文化風景ゾーン及び街道風景ゾーンの区域
- ・風景づくり協定地区

（第1種地域、国道8号及び主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）から30m以内の区域、主要地方道大津守山近江八幡線（県道26号のうち市街化区域）から30m以内の区域を除く）

申請の要否

自家用広告物	総面積10㎡以下は許可申請不要
非自家用広告物	表示・掲出できません
道標・案内図板	すべて許可が必要（屋上広告物、可変式照明付き広告物、電光表示板は表示・掲出できません。）
電柱の類を利用する広告物	すべて許可が必要

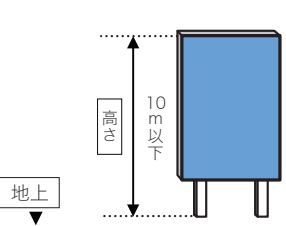
色彩

表示面積の色彩は、全ての色相で彩度10以下（電光表示板等は除く）
（ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない）

自家用広告物

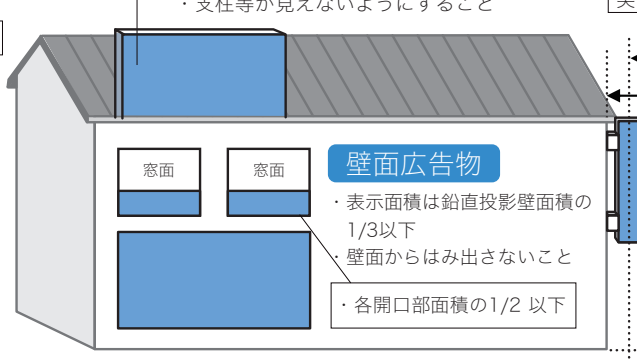
野立広告物

高さ
・地上から10m以下



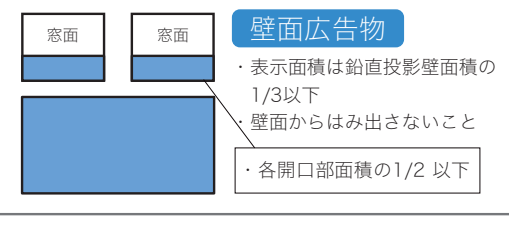
屋上広告物

・高さは建築物等の高さ（塔屋を除く）の2/3以内かつ5m以下
・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと
・支柱等が見えないようにすること



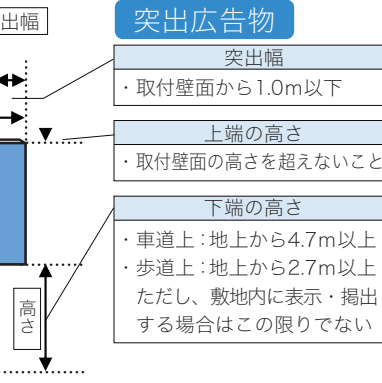
壁面広告物

・表示面積は鉛直投影壁面積の1/3以下
・壁面からはみ出さないこと
・各開口部面積の1/2以下



突出広告物

突出幅
・取付壁面から1.0m以下
上端の高さ
・取付壁面の高さを超えないこと
下端の高さ
・車道上：地上から4.7m以上
・歩道上：地上から2.7m以上
ただし、敷地内に表示・掲出する場合はこの限りでない



電光表示板

・表示面積は片面1.5㎡以下
・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと
・1事業所につき1個まで



可変式照明付き広告物

・表示面積は片面1.5㎡以下
・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと
・1事業所につき1個まで



非自家用広告物（道標・案内図板は除く）

表示・掲出できません。

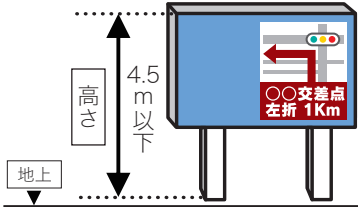
道標・案内図板

・地図、地名、路線名、矢印、方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所など
案内の内容の表示部分が表示面積の40%以上を占めること。

野立広告物

表示面積	・片面3㎡以下
高さ	・地上から4.5m以下

・同一広告主が複数表示・掲出する場合の相互間距離は、200m以上離すこと

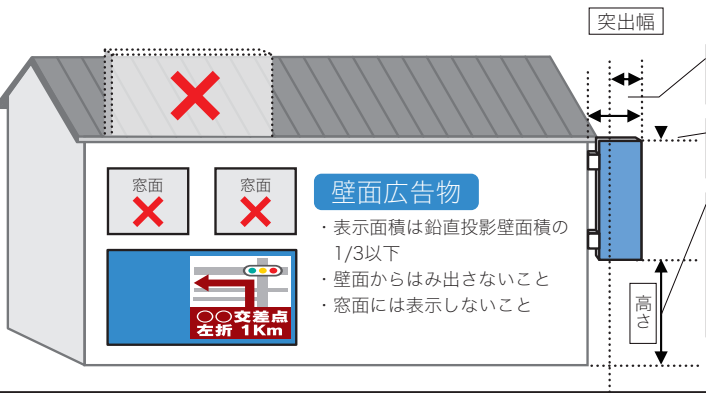


突出広告物

突出幅
・取付壁面から1.0m以下

上端の高さ
・取付壁面の高さを超えないこと

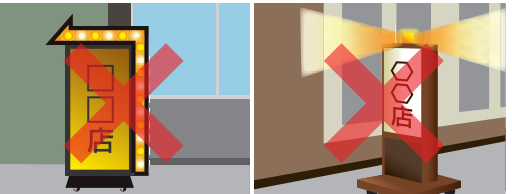
下端の高さ
・車道上：地上から4.7m以上
・歩道上：地上から2.7m以上
ただし、敷地内に表示・掲出する場合はこの限りでない



電光表示板



可変式照明付き広告物

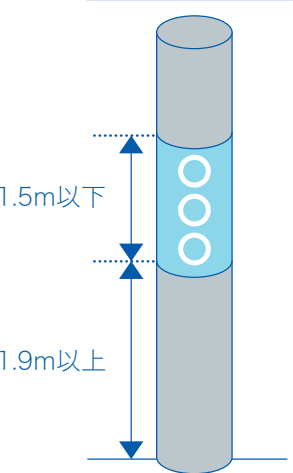


電柱の類を利用する広告物

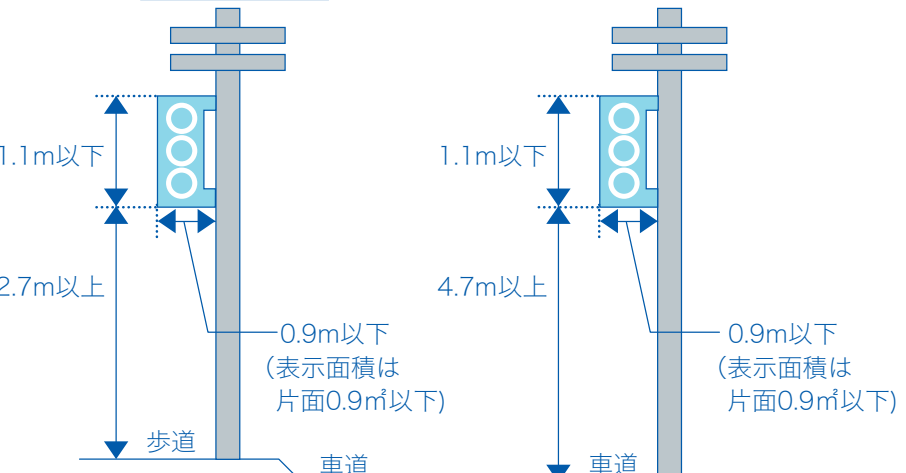
電柱等への添加広告物：電柱、消火栓標識、街灯、アーケード等に添加される広告物

- ・電柱への添加広告物の個数は、1柱につき巻き付け広告物1巻き及び袖付け広告物1個とする。
- ・袖付け広告物は、原則として歩道または民地側へ向けて表示・掲出するものであること。
- ・表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準のとおり。
- ・電光表示板及び可変式照明付き広告物でないこと。

巻き付け広告物



袖付け広告物



第3種地域（沿道・市街地ゾーン）

規制方針

良好な幹線沿道及び市街地の景観に資するよう商業系用途地域を指定するほか、国道8号及び主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）並びに市道黒橋八木線及び市道駅前西庄線の沿道を指定する。

対象区域

- ・商業系用途地域
- ・国道8号及び主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）から30m以内の区域
- ・主要地方道大津守山近江八幡線（県道26号のうち市街化区域）から30m以内の区域
- ・主要地方道近江八幡守山線（県道48号）から30m以内の区域
- ・市道黒橋八木線及び市道駅前西庄線から50m以内の区域（第1種地域、第2種地域を除く）

申請の要否

自家用広告物	総面積10㎡以下は許可申請不要
非自家用広告物	表示・掲出できません
道標・案内図板	すべて許可が必要（屋上広告物は表示・掲出できません。）
電柱の類を利用する広告物	すべて許可が必要

色彩
色彩に係る基準なし

自家用広告物

野立広告物

高さ	・地上から12m以下
----	------------

（商業系用途地域及び国道8号から30m以内の地域については、地上から20m以下）

屋上広告物

- ・高さは建築物等の高さ（塔屋を除く）の2/3以内かつ20m以下
- ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと
- ・支柱等が見えないようにすること

壁面広告物

- ・表示面積は鉛直投影壁面積の1/2以下
- ・壁面からはみ出さないこと
- ・各開口部面積の1/2以下

突出広告物

突出幅	・取付壁面から1.5m以下
上端の高さ	・取付壁面の高さを超えないこと
下端の高さ	・車道上：地上から4.7m以上
	・歩道上：地上から2.7m以上

ただし、敷地内に表示・掲出する場合はこの限りでない

電光表示板

- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと

可変式照明付き広告物

- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと

非自家用広告物（道標・案内図板は除く）
表示・掲出できません。

道標・案内図板

・地図、地名、路線名、矢印、方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所など案内の内容の表示部分が表示面積の40%以上を占めること。

野立広告物

表示面積	・片面5㎡以下
高さ	・地上から4.5m以下 （指定道路沿線にあっては道路面から4.5m以下）

- ・同一広告主が複数表示・掲出する場合は200m以上離すこと
- ・国道同士の交差点から30m以内は表示・掲出不可

壁面広告物

- ・表示面積は鉛直投影壁面積の1/2以下
- ・壁面からはみ出さないこと
- ・窓面には表示しないこと

突出広告物

突出幅	・取付壁面から1.5m以下
	・広告表示板の突出幅は1.0m以下 （道路に突出する場合、道路上への突出幅は1.0m以下）
上端の高さ	・取付壁面の高さを超えないこと
下端の高さ	・車道上：地上から4.7m以上
	・歩道上：地上から2.7m以上

ただし、敷地内に表示・掲出する場合はこの限りでない

電光表示板

- ・表示面積は片面2㎡以下
- ・高さは地上から4.5m以下
- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと

可変式照明付き広告物

- ・表示面積は片面5㎡以下
- ・高さは地上から4.5m以下
- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと

電柱の類を利用する広告物

電柱等への添加広告物：電柱、消火栓標識、街灯、アーケード等に添加される広告物

- ・電柱への添加広告物の個数は、1柱につき巻き付け広告物1巻き及び袖付け広告物1個とする。
- ・袖付け広告物は、原則として歩道または民地側へ向けて表示・掲出するものであること。
- ・表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準のとおり。
- ・電光表示板及び可変式照明付き広告物でないこと。

巻き付け広告物

高さ	1.5m以下
高さ	1.9m以上

袖付け広告物

高さ	1.1m以下
高さ	2.7m以上
高さ	0.9m以下 （表示面積は片面0.9㎡以下）

歩道

高さ	1.1m以下
高さ	4.7m以上
高さ	0.9m以下 （表示面積は片面0.9㎡以下）

車道

第4種地域（沿道・田園ゾーン）

規制方針 鉄道や自動車での通行者が眺める広がりのある風景を大切にするため、東海道新幹線、鉄道及び指定道路の沿道を指定する。

対象区域

- 東海道新幹線から500m以内の区域
- 鉄道から100m以内の区域
- 指定道路（※）から30m以内の区域（第1種地域、第2種地域、第3種地域を除く）

※指定道路

ア 国道421号

イ 国道477号

ウ 主要地方道 近江八幡竜王線

エ 主要地方道 彦根近江八幡線

オ 主要地方道 大津守山近江八幡線（市街化調整区域内）

カ 主要地方道 土山蒲生近江八幡線

キ 県道 安土停車場桑実寺本堂線

ク 県道 下豊浦鷹飼線

ケ 県道 安土西生来線

コ 県道 小脇西生来線

サ 県道 大房東横関線

シ 県道 栗見新田安土線

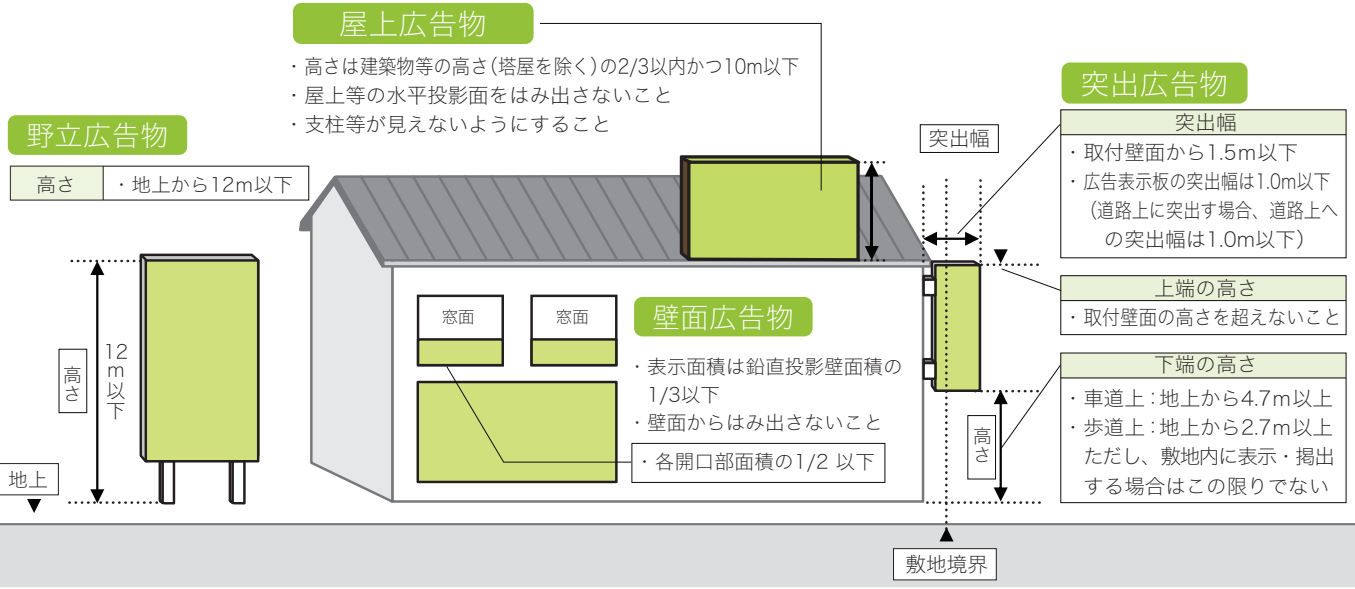
ス 県道 伊庭円山線

セ 県道 綾戸東川線

申請の要否 自家用広告物 総面積10㎡以下は許可申請不要
非自家用広告物 表示・掲出できません
道標・案内図板 すべて許可が必要（屋上広告物は表示・掲出できません。）
電柱の類を利用する広告物 すべて許可が必要

色彩
色彩に係る基準なし

自家用広告物



電光表示板
・表示面積は片面5㎡以下
・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと
・1事業所につき1個まで

可変式照明付き広告物
・表示面積は片面5㎡以下
・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと
・1事業所につき1個まで

非自家用広告物（道標・案内図板は除く）

表示・掲出できません。

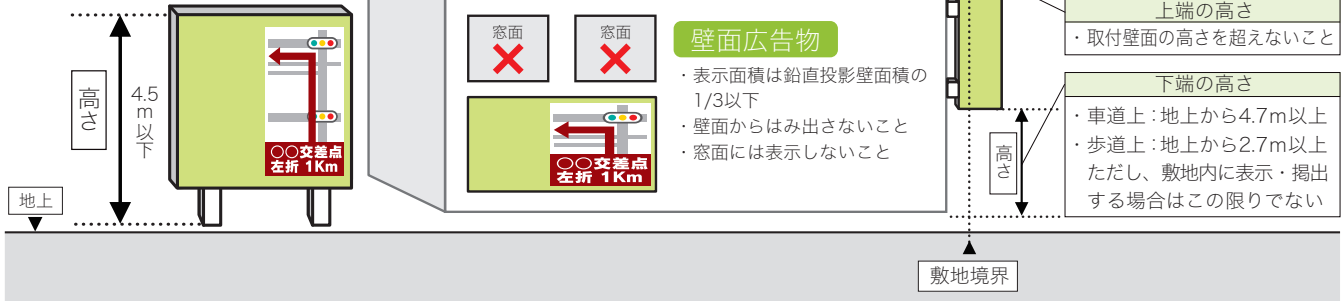
道標・案内図板

・地図、地名、路線名、矢印、方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所など案内の内容の表示部分が表示面積の40%以上を占めること。

野立広告物

表示面積	・片面5㎡以下
高さ	・地上から4.5m以下 （指定道路沿線にあっては道路面から4.5m以下）

・同一広告主が複数表示・掲出する場合は200m以上離すこと

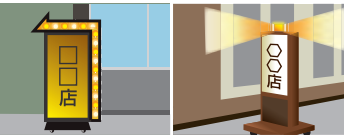


電光表示板



・表示面積は片面2㎡以下
・高さは地上から4.5m以下
・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと

可変式照明付き広告物

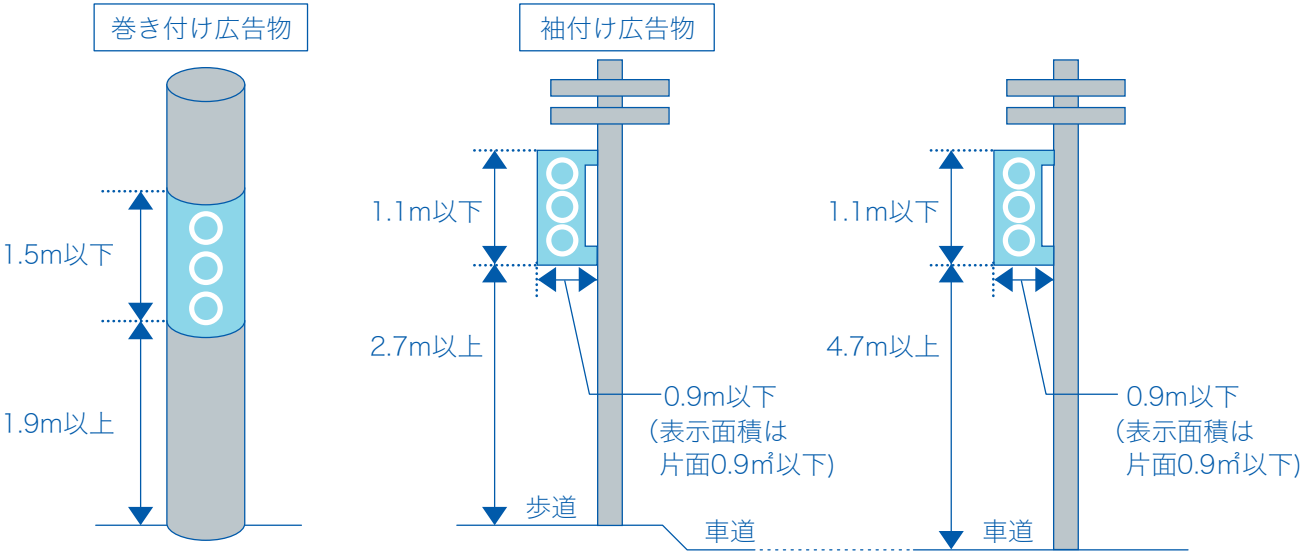


・表示面積は片面5㎡以下
・高さは地上から4.5m以下
・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと

電柱の類を利用する広告物

電柱等への添加広告物：電柱、消火栓標識、街灯、アーケード等に添加される広告物

・電柱への添加広告物の個数は、1柱につき巻き付け広告物1巻き及び袖付け広告物1個とする。
・袖付け広告物は、原則として歩道または民地側へ向けて表示・掲出するものであること。
・表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準のとおり。
・電光表示板及び可変式照明付き広告物でないこと。

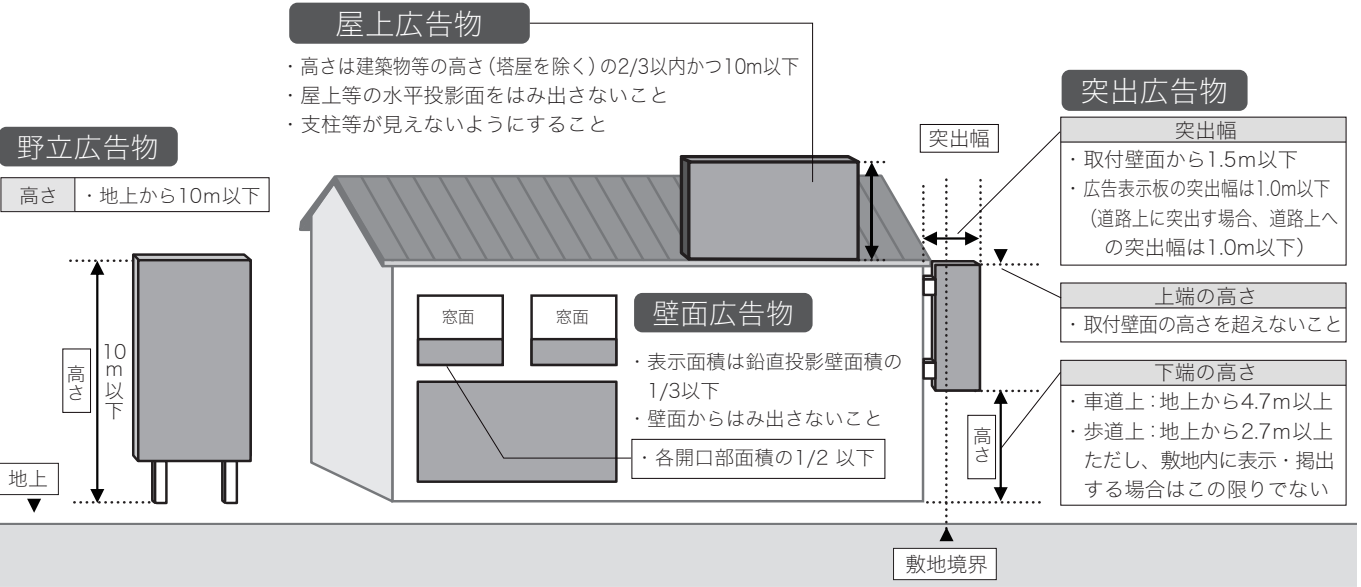


第5種地域（田園・集落ゾーン）

規制方針	緑豊かな環境と調和した穏やかな田園風景や伝統的な農村集落を保全するため、第1種地域～第4種地域以外の地域を指定する。
対象区域	・第1種地域～第4種地域までの区域を除いた区域
申請の要否	自家用広告物 総面積10㎡以下は許可申請不要 非自家用広告物 すべて許可が必要 道標・案内図板 すべて許可が必要 電柱の類を利用する広告物 すべて許可が必要

色彩
色彩に係る基準なし

自家用広告物



電光表示板

- ・表示面積は片面5㎡以下
- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと
- ・1事業所につき1個まで

可変式照明付き広告物

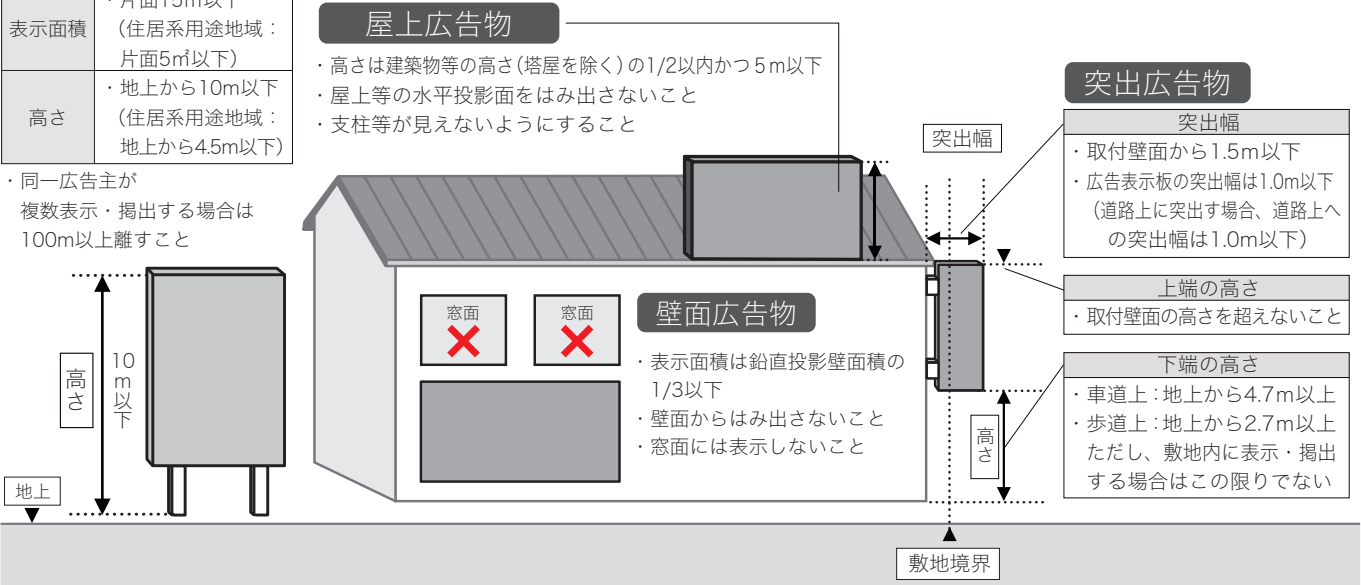
- ・表示面積は片面5㎡以下
- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと
- ・1事業所につき1個まで

非自家用広告物（道標・案内図板は除く）

野立広告物

表示面積	・片面15㎡以下 （住居系用途地域：片面5㎡以下）
高さ	・地上から10m以下 （住居系用途地域：地上から4.5m以下）

・同一広告主が複数表示・掲出する場合は100m以上離すこと



電光表示板

- ・表示面積は片面2㎡以下
- ・高さは地上から4.5m以下
- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと

可変式照明付き広告物

- ・表示面積は片面5㎡以下
- ・高さは地上から4.5m以下
- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速いものでないこと

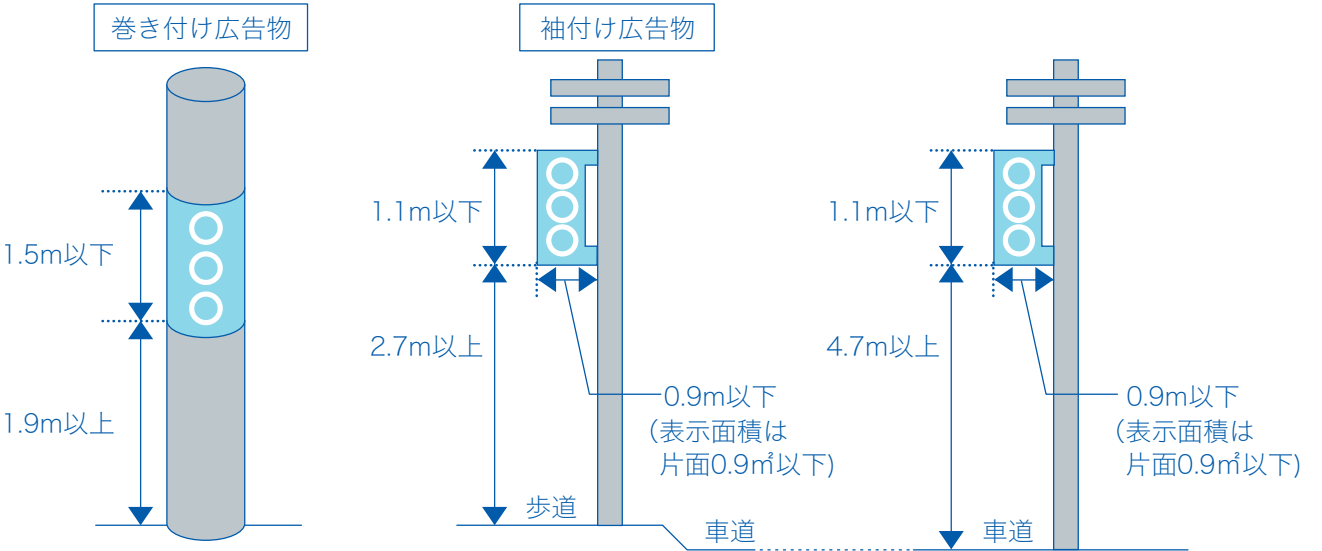
道標・案内図板

案内図板で表示・掲出する場合も上記基準のとおりに

電柱の類を利用する広告物

電柱等への添加広告物：電柱、消火栓標識、街灯、アーケード等に添加される広告物

- ・電柱への添加広告物の個数は、1柱につき巻き付け広告物1巻き及び袖付け広告物1個とする。
- ・袖付け広告物は、原則として歩道または民地側へ向けて表示・掲出するものであること。
- ・表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準のとおりに。
- ・電光表示板及び可変式照明付き広告物でないこと。



特別地域（重要風景ゾーン）

規制方針

優れた歴史的風土を保全するため、江戸時代の町家や蔵が連たんする町なみが保存されている伝統的建造物群保存地区、歴史的風土の中に流れる八幡川の一部、特別史跡安土城跡と接する県道2号の道路界から一定範囲内を指定し、また、ヨシ産業等の生業や内湖と共生する住民生活と深く結びついて形成された文化的景観の保全を図るため、琵琶湖の原風景である内湖・西の湖とヨシ原を中心とする水郷地帯を指定する。

対象区域

- ・ 伝統的建造物群保存地区
- ・ 八幡川のうち薬師橋から幸円橋までの区域
- ・ 八幡川の区域の河川界から8m以内の区域
- ・ 水郷風景計画区域及び歴史文化風景計画区域のうち西の湖を含む一部の区域
- ・ 特別史跡安土城跡と主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）が接する範囲における当該道路界から30m以内の区域

申請の要否

自家用広告物	総面積5㎡以下は許可申請不要（屋上広告物、可変式照明付き広告物、電光表示板は表示・掲出できません。）
非自家用広告物	表示・掲出できません
道標・案内図板	表示・掲出できません
電柱の類を利用する広告物	すべて許可が必要

色彩

表示面積の色彩は色相R、Y Rでは彩度6、色相Yでは彩度4、その他の色相では彩度2を超える色が表示面積の20%未満であること。

自家用広告物

※総量規制：表示面積の合計は、5㎡以下であること。

野立広告物

表示面積	・ 片面2㎡以下
高さ	・ 地上から3.5m以下

地上

高さ
3.5m以下

電光表示板

可変式照明付き広告物

屋上広告物

- ・ 壁面広告物の適用であれば表示・掲出可
ただし、既存の広告物で周囲の景観と調和しているものについては申請適用外

壁面広告物

- ・ 表示面積は2㎡以下かつ短辺60cm以下
- ・ 壁面からはみ出さないこと
- ・ 各開口部面積の1/2以下かつ2㎡以下であり短辺60cm以下

突出広告物

- 突出幅
・ 取付壁面から60cm以下
- 上端の高さ
・ 取付壁面の高さを超えないこと
- 表示面積
・ 片面2㎡以下
- 下端の高さ
・ 車道上：地上から4.7m以上
・ 歩道上：地上から2.7m以上
ただし、敷地内に表示・掲出する場合はこの限りでない

突出幅

高さ

敷地境界

- (1) 伝統的建造物群保存地区
- (2) 八幡川のうち薬師橋から幸円橋までの区域
- (3) 八幡川の区域の河川界から8m以内の区域
- (4) 水郷風景計画区域及び歴史文化風景計画区域のうち西の湖を含む一部の区域
- (5) 特別史跡安土城跡と主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）が接する範囲における当該道路界から30m以内の区域

非自家用広告物（道標・案内図板は除く）

表示・掲出できません。

道標・案内図板

表示・掲出できません。

電柱の類を利用する広告物

電柱等への添加広告物：電柱、消火栓標識、街灯、アーケード等に添加される広告物

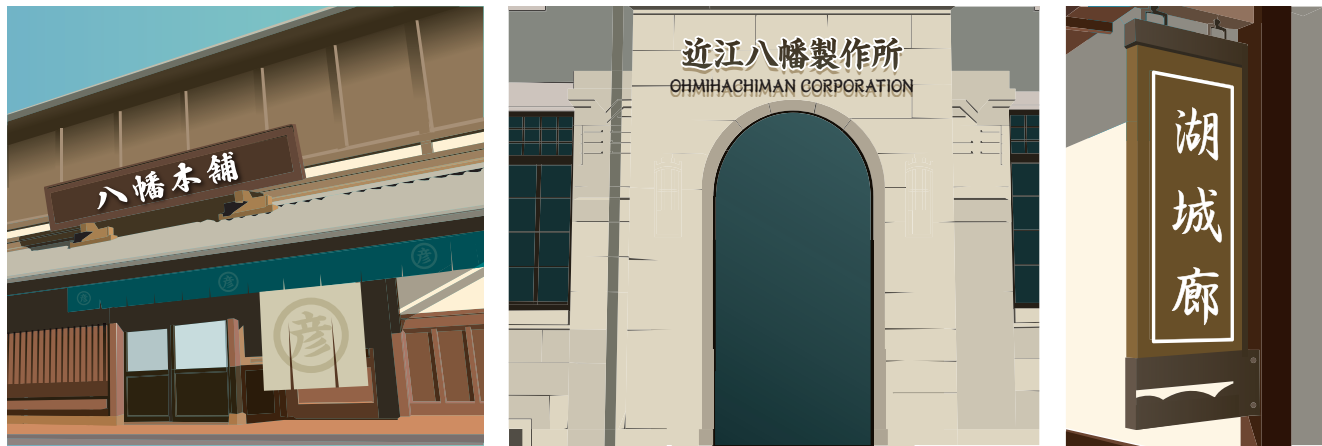
- ・ 電柱への添加広告物の個数は、1柱につき巻き付け広告物1巻き及び袖付け広告物1個とする。
- ・ 袖付け広告物は、原則として歩道または民地側へ向けて表示・掲出するものであること。
- ・ 同一広告主が複数表示・掲出する場合の相互間距離は500m以上離すこと。
- ・ 表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準のとおり。
- ・ 目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が全体の表示面積の40%以上を占めること。
- ・ 電光表示板及び可変式照明付き広告物でないこと。

20

21

6 優良意匠屋外広告物

近江八幡市内において歴史的、伝統的価値がある屋外広告物や周辺のまちなみに調和した優れた意匠をもち、素材、規模、色彩および形態が良好な景観の形成および風致の維持に寄与していると認める屋外広告物について、近江八幡市風景づくり委員会の意見を聴いた上で、優良意匠屋外広告物に指定することができます。優良意匠屋外広告物に指定された屋外広告物は、許可期間を通常の許可期間の2倍（最大6年）まで延長することができます。



他市の例



平成27年度 長浜景観広告賞 大賞
（※優良意匠屋外広告物には指定されていません）

7 色彩基準（一例）

表示面の色彩基準

- 第1種地域：全ての色相で彩度8以下
- 第2種地域：全ての色相で彩度10以下
- 特別地域：色相R、YRでは彩度6以下
色相Yでは彩度4以下
その他の色相では彩度2以下

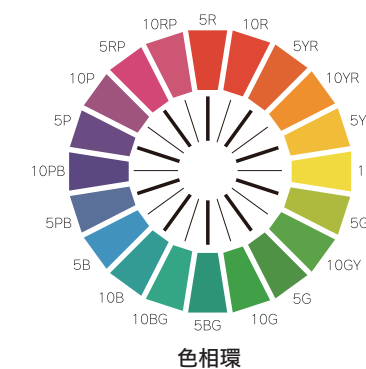
第3～第5種地域規制なし

ただし、基準値を超える彩度について、第1種地域、第2種地域については広告物の表示面積の30%以下、特別地域については表示面積の20%未満であれば使用できます。

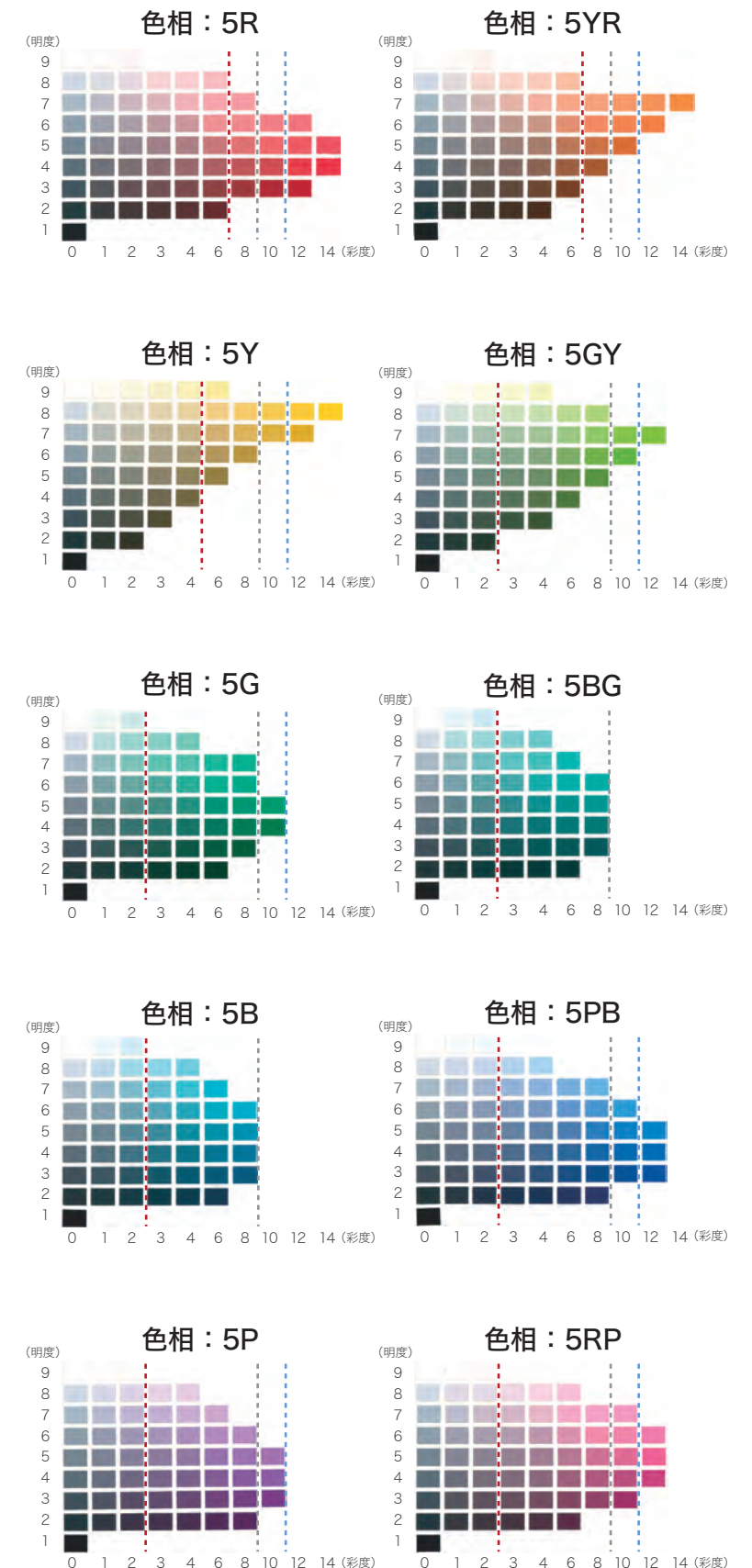
色彩基準の見方

色彩基準はマンセル表色系を用いています。マンセル表色系の見方は下記の通りです。
色相記号、明度の尺度値、彩度の尺度値を、[色相 明度/彩度]の順に表記しています。

マンセル値の例：5R 4/14
色相 明度 彩度



印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。



第3章 許可申請手続きについて

1 申請・許可の流れ

屋外広告物を表示・掲出する場合は、以下のように許可申請等が必要となります。



2 申請書類

届出に必要な書類

添付書類	許可	変更許可	継続許可
表示・掲出する場所を示す地図（縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示・掲出する場所から半径500メートル以内の地域全域を表示するもの）	○	○	○
色彩及び意匠を明らかにした図面	○	○	
形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面	○	○	
土地、建築物等との関係を明らかにした配置図	○	○	
周囲の状況が分かるカラー写真	○	○	
道標・案内図板の類又は自家用広告物以外の広告物等を表示・掲出する場合にあっては、同一広告主間の距離が分かる地図及びその距離を表示したもの	○	○	
高さ4mを超え、建築基準法に基づく工作物確認の対象となる物件については資格を証する書類又はその写し	○	○	
当該広告物又は掲出物件の現況のカラー写真		○	○
屋外広告物安全点検調書			○
点検者の資格等を証する書類又はその写し			○ ※

※屋外広告物安全点検調書の作成者が管理者と異なる場合

3 許可申請手数料

屋外広告物の新設、変更、継続の許可申請の際には手数料が必要となります。

看板、広告板（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）
並びにこれらを掲出する物件の屋外広告物許可申請手数料および許可期間

区分		単位	手数料金額 (1年あたり、1件あたり)	許可期間
看板、 広告板（これらに類するネオン類照明 広告物を含む。） 並びにこれらを掲出する物件	面積 1㎡未満	1個	440円	3年以内
	1㎡以上 2㎡未満	同	830円	3年以内
	2㎡以上 5㎡未満	同	1,060円	3年以内
	5㎡以上 10㎡未満	同	2,130円	3年以内
	10㎡以上 15㎡未満	同	3,100円	3年以内
	15㎡以上 20㎡未満	同	4,160円	3年以内
	20㎡以上 25㎡未満	同	5,220円	3年以内
	25㎡以上 30㎡未満	同	6,280円	3年以内
	30㎡以上 35㎡未満	同	7,340円	3年以内
	35㎡以上 40㎡未満	同	8,400円	3年以内
	40㎡以上 45㎡未満	同	9,460円	3年以内
	45㎡以上 50㎡未満	同	10,520円	3年以内
	50㎡以上 55㎡未満	同	11,580円	3年以内
	55㎡以上 60㎡未満	同	12,640円	3年以内
	60㎡以上 65㎡未満	同	13,700円	3年以内
	65㎡以上 70㎡未満	同	14,760円	3年以内
	70㎡以上 75㎡未満	同	15,820円	3年以内
	75㎡以上 80㎡未満	同	16,880円	3年以内
	80㎡以上 85㎡未満	同	17,940円	3年以内
	85㎡以上 90㎡未満	同	19,000円	3年以内
	90㎡以上 95㎡未満	同	20,060円	3年以内
	95㎡以上 100㎡未満	同	21,120円	3年以内
	100㎡以上のもの	同	3,100円に10平方メートルを超える部分の面積が5平方メートル増すごとに1,060円を加算した額	3年以内
立看板及び広告旗		同	250円	6月以内
貼り紙（つり下げるものを含む。以下同じ）		100枚	420円	2月以内
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円	1年以内
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの		1件	420円	1年以内
アチ広告物		1個	4,170円	3年以内
広告幕		1枚	420円	2月以内
アドバルーン		1個	1,060円	1月以内
ぼんぼり		同	90円	2月以内

注1 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額になります。（例えば、許可期間3年の申請をする場合）
2 貼り紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算します。
3 本表に定めのない広告物については、最も類似したものを適用します。

屋外広告物申請書

屋外広告物申請書

（屋外広告物を新設、改装、又は継続して表示・掲出する際は許可申請が必要です）

住所氏名変更届出書

（住所・氏名、管理者等に変更があった場合は届出が必要です）

屋外広告物除却届出書

（屋外広告物を除却した際に届出が必要です）

屋外広告物安全点検調書

（屋外広告物を継続して表示・掲出する際に、広告物の状態の確認が必要です）

管理者及び安全点検調書作成者資格要件

資格	4m超（※1）	4m超 （※1）以外の地域	4m以下
屋外広告士	○	○	○
点検技能講習修了者※2	○	○	○
屋外広告物講習会修了者	×	○	○
職業訓練指導員免許所持者	×	○	○
技能検定合格者	×	○	○
職業訓練修了者	×	○	○
（管理者（非有資格者））	×	×	○

※1：用途地域が商業地域、かつ容積率400%以上の地域、かつ道路内又は道路境界線から水平距離2m以内の区域
※2：一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習の課程を修了した者

屋外広告物申請書（公共団体等）

屋外広告物通知書

（国又は地方公共団体が屋外広告物を新規に表示・掲出する際には通知が必要です）

屋外広告物届出書

（市長が指定する公共的団体が、公共的目的をもって屋外広告物を新規に表示・掲出する際には届出が必要です）

第4章 その他事項

1 管理義務・除却義務

屋外広告物を表示・掲出する者またこれらの管理者は、屋外広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

また、屋外広告物の許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は広告物の表示・掲出の必要がなくなったときは、その日から10日以内に屋外広告物を除却する必要があります。

2 罰則

条例に違反している者に対して市では、適正な状態とするため必要な措置を執るよう指導を行います。

しかし、行政の指導に従わない悪質な行為者に対しては、下表のとおり罰金が科される場合があります。また、行為者が代表している法人又は代理人若しくは使用されている法人若しくは人に対しても同様です。

このほか、屋外広告業の登録に関する罰則は、滋賀県屋外広告物条例で定められています。

条例に違反した屋外広告物に対する除却命令に違反した者	50万円以下の罰金
許可が必要な屋外広告物を無許可で表示・掲出した者	30万円以下の罰金
許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき等において屋外広告物の除却をしなかった者	
許可を受けている屋外広告物を無許可で改装又は改造した者	
違反に対する措置命令（除却命令を除く。）に違反した者	
立入検査を拒んだり、虚偽の答弁等をした者	20万円以下の罰金

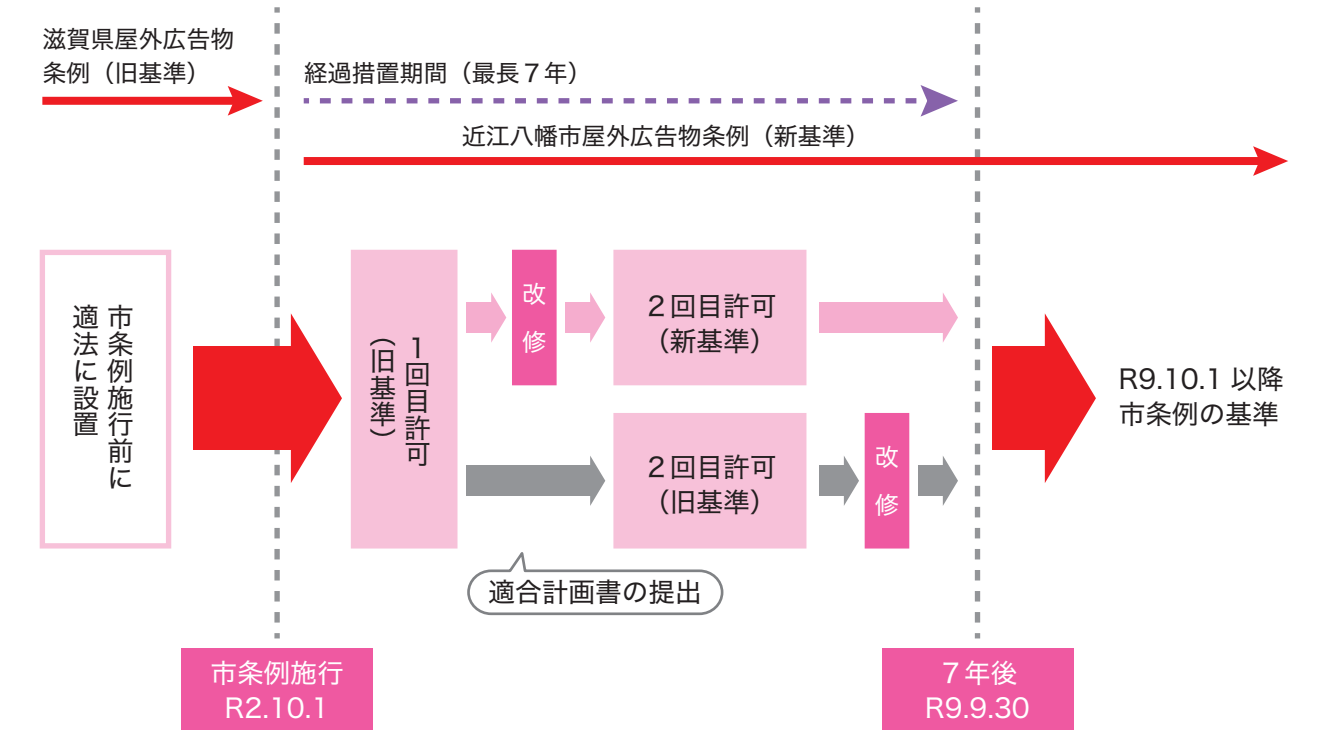
その他、条例に違反して表示されている貼り紙、貼り札、立看板又は広告旗等の屋外広告物については、事前の通告なく除却します。なお、除却した屋外広告物は、一定の期間保管しますが、保管に係る費用をいただく場合があります。（簡易除却）

3 経過措置

市条例施行に伴う既存不適格物件に対する経過措置について

近江八幡市屋外広告物条例の施行前に滋賀県屋外広告物条例に基づいて適法に表示・掲出がなされていた屋外広告物のうち、市条例の施行に伴い許可基準に適合しなくなるものについては、市条例施行から3年間に限り、市条例の規定は適用せず、滋賀県屋外広告物条例の許可基準により引き続き許可を受けることができます。（原則として、市条例施行後2回目の許可申請を行うまでの間に、市条例の基準に適合するための改修等を行っていただきます。）

ただし、市条例施行後1回目の許可を受けた屋外広告物のうち、市条例の基準に適合させるための措置をとる旨の計画書（適合計画書）が2回目の許可申請を行うまでの間に提出され、相当と認められた場合に限り市条例の施行から最長7年間を限度として屋外広告物を表示・掲出することができる経過措置を設けます。（令和2年10月1日条例施行のため、令和9年9月30日までを経過措置期間とします。）



お問い合わせ

近江八幡市 都市整備部 都市計画課

〒521-1392 滋賀県近江八幡市安土町小中1番地8
TEL (0748) 36-5510 FAX (0748) 32-5032
<https://www.city.omihachiman.lg.jp/>

